津波発生時の避難確保計画

米崎町字川内1番地

陸前高田市立米崎小学校

管 理 者：　校長　関戸　文則

担 当 者：　副校長　下村　知信

電話番号：　0192-55-2957

2026年 4月　作成

1. 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71条の第1項に基づくものであり、本施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成したときは、津波防災地域づくりに関する法律第71条第１項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

3. 計画の公表

作成した計画は下記の方法により利用者等へ公表する。

☑ 施設内における掲示
☑ 施設ホームページに掲載
☐ その他　　（　　）

4. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

利用形態	通所 公立小学校	建物の 階数	3	階

人　　数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 121名	昼間 20名	休日 0名	休日 0名
夜間 名	夜間 名		

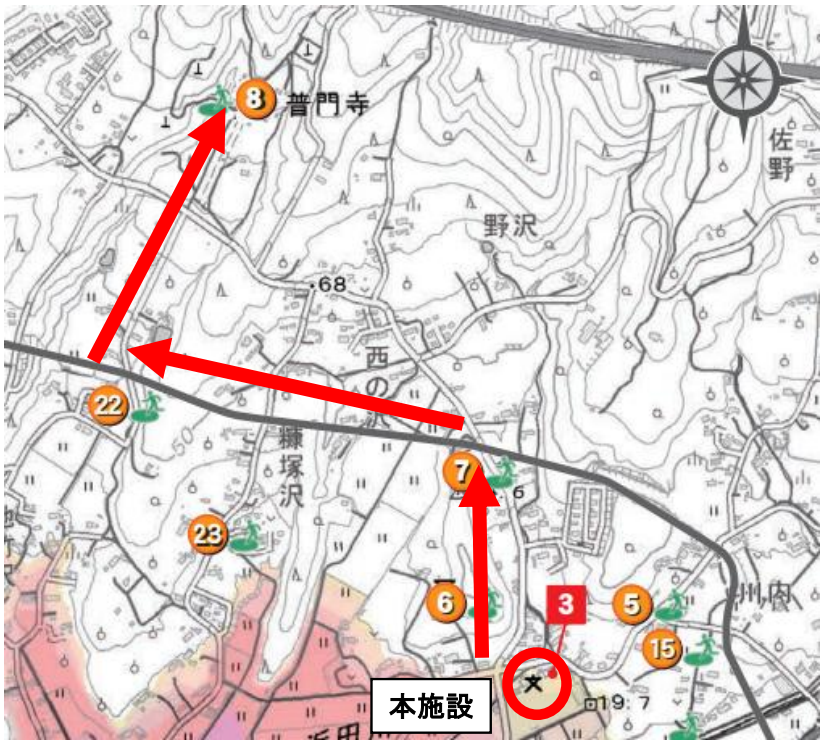
【施設が有する災害リスク】

津波災害警戒区域	基準水位	1.7m
	最大浸水深	1.6m

別紙１

【施設周辺の避難経路図】
　津波発生時の避難先は、以下の場所とする。

避難経路図



施設所在地		米崎町字川内1番地
避難場所	名称	普門寺
	住所	米崎町字地竹沢181番地

5. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
➢ 遠地地震に関する情報の中で津波到達予想時刻等の情報が発表された場合　※１	注意体制確立	状況把握、指揮	統括指揮者
		津波情報等の情報収集	情報連絡班
		避難の準備	避難誘導班
		装備品、備蓄品の確認	装備品等準備班
➢ 津波注意報の発表 ➢ 津波警報の発表 ➢ 大津波警報の発表 ➢ 避難指示の発令	非常体制確立	状況把握、指揮	統括指揮者
		津波情報等の情報収集	情報連絡班
		使用する装備品等の装着	装備品等準備班
		避難開始・避難完了の確認	避難誘導班
		保護者等家族への連絡	情報連絡班
		周辺住民への協力依頼	情報連絡班
		避難先での資機材の管理	装備品等準備班

表内の事項のほか、統括指揮者の指揮命令に従うものとする

※１　津波到達時間は長い場合のみ

6. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
【津波情報】 警報・注意報 【避難情報】 避難指示	防災行政無線（電話応答サービス　0120-273-256） 市からの登録制メール（Dメール） （登録用メールアドレス：d-touroku@rt.city.rikuzentakata.iwate.jp） テレビ・ラジオ 緊急速報メール インターネット ➤気象庁気象庁HP ➤陸前高田市ホームページ ➤陸前高田市各種SNS

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、施設周辺の道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

(2)　情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、津波情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

②陸前高田市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

7. 避難誘導

(1)避難先

避難場所は下表のとおりとする。

(2)避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙１　避難経路図」のとおりとする。

(3)避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段	避難に要する時間	避難開始基準
避難場所	普門寺 （避難先が避難了解済み）	1700m	徒歩	27分	津波警報、大津波警報

(4)北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の対応

避難方法　　発災時にすぐに避難できる準備

8. 避難に必要な設備の整備

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。

これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な設備等

分類	設備等	数量	設置場所、保管場所
通常の設備	エレベーター		
	上下階の移動のできる大型スロープの設置		
	車椅子	1	保健室
	その他　（　　）	1	担架（保健室）
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置	1	1階階段下にスイッチ有
	土のう		
	止水板		
	階段昇降機の設置		
	その他　（　　）		

9. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導等の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備　蓄　品	
情報収集・伝達	テレビ2台、ラジオ1台、タブレット端末1台、ファックス1台、乾電池4個、ラジオと乾電池4本は避難バック内に。タブレット端末は副校
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗1枚、携帯電話1台、携帯電話用バッテリー1個、拡声器1台、懐中電灯1台、乾電池8個、停止棒5本等物品は避難リュックに。衛星携帯電話とバッテ
物資等	水1日分、食料1日分、寝具168人分、水500ml×552本　パン480こ　カレー200個　１階相談
利用者	
そのほか	タオル179枚、寝袋168個　タオル179枚　マスク50枚入4箱　石油ストーブ6台　体育館裏防

10. 防災教育及び避難訓練の実施

従職員、児童等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

■防災に係る研修

毎年4月に新規採用の職員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年5月に全職員及び児童を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■避難訓練

毎年4月に新規採用の職員を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。毎年5月に全職員及び児童を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

■避難訓練の実施報告

避難訓練を実施した場合には、津波防災地域づくりに関する法律71条第2項に基づき、実施結果を市町村長に報告する。

実施結果の報告は、「避難訓練実施報告書」により行う。